

令和 8 年 第 7 回
箕面市教育委員会定例会
議案書

令和 8 年 7 月 1 6 日

午後 3 時 3 0 分

箕面市役所本館 3 階委員会室

箕 面 市 教 育 委 員 会

令和 8 年第 7 回箕面市教育委員会定例会

日程	議案番号	付議案件
第 1		会議録署名委員の指定
第 2		教育長報告
第 3	議案第 7 0 号	箕面市立学校の府費負担教職員等の職務に専念する義務の特例に関する規則制定の件
第 4	議案第 7 1 号	箕面市立幼稚園条例施行規則改正の件
第 5	議案第 7 2 号	箕面市就学援助費給付要綱改正の件
第 6	議案第 7 3 号	箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金交付要綱改正の件
第 7	議案第 7 4 号	箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件
第 8	議案第 7 5 号	箕面市特定子ども・子育て支援施設等の副食費の補足給付事業実施要綱改正の件
第 9	議案第 7 6 号	箕面市認可外保育施設等多子世帯保育料補助金交付要綱改正の件
第 1 0	報告第 8 8 号	箕面市教育委員会人事発令の件
第 1 1	報告第 8 9 号	箕面市教育委員会会議録の承認を求める件

教 育 長 報 告

教育委員会活動報告

1 教育委員会委員

月	日	曜日	所 管 行 事	場 所	概 要
6	18	木	教育委員会協議	別館6階教育委員会室	
			令和8年第6回教育委員会定例会	本館2階特別会議室	
6	25	木	令和8年度第1回市町村教育委員会研究協議会	オンライン	
6	30	火	教育委員会協議	オンライン	
7	3	金	社会を明るくする運動統一活動	市内各学校	
7	7	火	教育委員会協議	オンライン	
7	14	火	大阪常翔学園視察	大阪常翔学園	

2 教育長

項 目	内 容
令和8年第2回 箕面市議会定例会	会期 令和8年6月1日から6月23日まで 本会議 第1日： 6月 1日 第2日： 6月22日 第3日： 6月23日 文教常任委員会： 6月 3日
一般質問 〈6月22日、23日〉	質問項目 〈学校教育部〉 ○ 沖縄への修学旅行と平和教育について ○ 箕面市の不登校支援について ○ 放課後活動プログラムについて ○ 本市の学童保育について ○ 中学校の部活動地域展開について ○ 学校における親子の面会交流 ○ 学校施設の老朽化と改修 ○ 学習指導要領の改訂と学校部活動の併存 〈子ども未来部〉 ○ こどもまんなか社会におけるファミリーサポートの充実について
教育行政の課題等	○ 令和8年度 大阪府公立小・中学校生活指導研究協議会総会 日時 令和8年6月26日(金) 午後2時～3時 場所 オンライン 内容 (1)開会の挨拶 (2)来賓紹介 (3)来賓挨拶 (4)報告(令和7年度分) (5)役員選出 (6)新役員紹介(令和8年度) (7)審議 (8)閉会の挨拶 ○ 大阪府都市教育長協議会 7月定例会 日時 令和8年7月3日(金) 午後3時～5時 場所 ホテル アウィーナ大阪 内容 (1)夏季研修会・8月定例会について (2)連絡事項 (3)情報交換 中河内地区(東大阪市)より (4)令和9年度文部科学省予算に対する要望書 及び令和9年度大阪府教育予算等に関する要望書についての部門別協議

行事報告

〈学校教育・子育て関係〉

月	日	曜日	所 管 行 事	場 所	概 要	
6	23	火	第1回イキイキさわやかに学ぶ会	オンライン及び別館5階会議室D	NPO法人 暮らしづくりネットワーク北芝が取り組む、誰もが安心して暮らせるまちづくり	38人
6	25	木	箕面市要保護児童対策協議会児童虐待部会(新規ケース)	本館2階特別会議室	児童虐待事例の進行管理	30人
7	1	水	園所長会	別館2階厚生室	・事務連絡 ・保育教育研修会について ・安全面の共有について ・プール遊びについて	8人
			所長会(保育所・認定こども園)	別館2階厚生室	・事務連絡 ・相談・苦情・事故報告について ・各部会等の報告について ・保育教育研修会について	4人
			園長会(幼稚園・認定こども園)	別館2階厚生室	・事務連絡 ・相談・苦情・事故報告について ・各部会等の報告について ・行事等について	4人
7	7	火	第2回イキイキさわやかに学ぶ会	オンライン及び別館3階第4会議室	部落問題を通して考える日常の中の差別	44人
7	9	木	教頭経営会議	オンライン	令和8年度プログラミング出前授業等	28人
7	10	金	箕面市要保護児童対策協議会児童虐待部会(全件ケース見直し)	本館2階特別会議室	児童虐待事例の進行管理	28人
7	13	月	箕面市要保護児童対策協議会児童虐待部会(全件ケース見直し)	本館2階特別会議室	児童虐待事例の進行管理	28人
7	14	火	箕面市要保護児童対策協議会児童虐待部会(全件ケース見直し)	本館2階特別会議室	児童虐待事例の進行管理	28人

議案第 7 0 号

箕面市立学校の府費負担教職員等の職務に専念する義務の特例に関する規則制定の件

箕面市立学校の府費負担教職員等の職務に専念する義務の特例に関する規則を下記のとおり制定する。

令和 8 年（2 0 2 6 年）7 月 1 6 日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡 部 清 花

記

別記のとおり

（提案理由）

職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 3 5 年箕面市条例第 4 号）第 2 条第 3 号に基づき、箕面市立学校に勤務する府費負担教職員及び授業支援員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるため、本規則の制定を提案するものである。

箕面市立学校の府費負担教職員等の職務に専念する義務の特例に関する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

箕面市教育委員会教育長 渡 部 清 花 印

箕面市教育委員会規則第 号

箕面市立学校の府費負担教職員等の職務に専念する義務の特

例に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第四号。以下「条例」という。）第二条第三号に基づき、箕面市立学校に勤務する府費負担教職員及び授業支援員（以下「職員」と総称する。）の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務に専念する義務の免除）

第二条 職員が、条例第二条第三号の規定により職務に専念する義務を免除されることができる場合は、次のとおりとする。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第四十六条の規定により、勤務条件に関する措置の要求をし、又はその審理に出頭する場合

二 法第四十九条の二第一項の規定により、不利益処分に関する審査請求をし、又はその審理に出頭する場合

三 法第五十五条第十一項の規定により、当局に対して不満を表明し又は意見を申し出る場合

四 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第五十一条第一項及び第二項の規定により、公務災害補償に関する審査請求若し

くは再審査請求をし、又はその審理に出頭する場合

五 職員からの苦情相談に関する規則（平成十七年箕面市公平委員会規則第三号）第二条の規定により公平委員会に対して苦情相談を行い、又は同規則第五条の規定により相談員からの事情聴取等に応じる場合

六 国又は地方公共団体若しくはその他の団体の役員又は職員を兼ねる場合

七 国又は地方公共団体若しくはその他の団体の審議会、委員会、調査会その他これらに類するものの役員又は職員を兼ねる場合

八 国・地方公共団体又はその他の団体若しくはそれらの機関が行う講演会、講習会、研究会その他これらに類するものに参加し、又は講師として出席する場合

九 国又は地方公共団体若しくはその他の団体の行う試験を受ける場合

十 次に掲げる学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校に通学する場合（ただし、職員が現に有する学歴に係る学校より上位の学校に通学する場合に限る。）

イ 高等学校（定時制又は通信制の課程に限る。）

ロ 短期大学（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科に限る。）

ハ 大学（夜間において授業を行う学部又は通信による教育を行う学部に限る。）

ニ 大学院（夜間において授業を行う修士課程又は通信による教育を行う修士課程に限る。）

十一 地震、火災、水害その他重大な災害に際し、専念すべき職務以外の業務に従事する場合

十二 前各号に定めるもののほか、箕面市教育委員会が適当と認める場

合

（委任）

第三条 この規則の施行に必要な事項は、箕面市教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 7 1 号

箕面市立幼稚園条例施行規則改正の件

箕面市立幼稚園条例施行規則の一部を下記のとおり改正する。

令和 8 年（2 0 2 6 年）7 月 1 6 日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡 部 清 花

記

別記のとおり

（提案理由）

箕面市立とよかわみなみ幼稚園が令和 1 0 年 4 月に箕面市立とよかわこども園に移行することに伴い、定員等関係規定を整理するため、箕面市立幼稚園条例施行規則（昭和 6 2 年箕面市教育委員会規則第 1 号）の一部改正を提案するものである。

箕面市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

箕面市教育委員会教育長 渡部 清花 印

箕面市教育委員会規則第 号

箕面市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

箕面市立幼稚園条例施行規則（昭和六十二年箕面市教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の表を次のように改める。

名 称	定 員	
	四歳児	五歳児
箕面市立せいなん幼稚園	十五名	三五名
箕面市立とよかわみなみ幼稚園	十五名	三五名

附則に次の一項を加える。

7 委員会は、第三条第一項の規定による箕面市立とよかわみなみ幼稚園の令和九年度における入園（四歳児に係る入園に限る。）の決定に際し、当該入園の申請が、箕面市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則（令和 年箕面市教育委員会規則第 号）の規定による改正後の箕面市立幼稚園条例施行規則第一条の二に規定する定員を超える場合は、同項後段の規定によらない方法により決定することができる。この場合において、箕面市立幼保連携型認定こども園条例により設置された箕面市立とよかわこども園の定員を勘案して調整することができる場合は、同条に規定する定員を超えて入園を決定することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の二の改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

議案第 7 2 号

箕面市就学援助費給付要綱改正の件

箕面市就学援助費給付要綱の一部を下記のとおり改正する。

令和 8 年（2 0 2 6 年）7 月 1 6 日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡 部 清 花

記

別記のとおり

（提案理由）

経済的理由により就学が困難な児童及び生徒の保護者に対する就学援助のうち、学校病の治療に要する経費に係る手続きを整理するとともに、緊急その他やむを得ない理由により医療券の交付を受けずに診療機関を受診し、自己負担分を支払ったときは、保護者に直接支払うことができる旨を規定するため、箕面市就学援助費給付要綱（平成 7 年箕面市教育委員会訓令第 6 号）の一部改正を提案するものである。

箕面市教育委員会訓令第 号

学校教育部長

箕面市就学援助費給付要綱（平成七年箕面市教育委員会訓令第六号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

箕面市教育委員会教育長 渡 部 清 花 印

第五条第一項中「職務補助及び対象者の保健指導に関する」を削る。

第八条第二項中「就学援助認定者」を「就学援助の認定の対象となっている児童等（以下「対象児童等」という。）」に改める。

第九条第二項及び第三項中「児童等」を「対象児童等」に改める。

第十条を次のように改める。

（学校病治療等）

第十条 対象児童等が規則第四条第一項第六号に規定する学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第七十四号）第八条に規定する疾病（以下「学校病」という。）の治療のため、病院等の診療機関（以下「診療機関」という。）において診療を受けるときは、あらかじめ委員会から診療科目に応じた医療券（医科）（様式第五号）又は医療券（歯科）（様式第六号）（以下「医療券」という。）の交付を受け、診療機関に提出した上で診療を受けるものとする。

2 就学援助の認定を受けた保護者（以下「就学援助認定者」という。）は、対象児童等が診療機関を受診した後、個人番号届出書（様式第七号）を委員会へ提出するものとする。

3 医療券に係る学校病の治療に要する経費は、診療機関からの請求に基づき、委員会が当該診療機関に支払うものとする。ただし、就学援助認定者が緊急その他やむを得ない理由により医療券の交付を受けずに自己

負担分を支払ったときは、委員会は当該就学援助認定者の請求に基づき支払うことができる。

第十一条第一項中「保護者から」を「就学援助認定者から」に改め、同条第二項中「保護者」を「就学援助認定者」に改める。

第十二条第一項中「児童生徒」を「対象児童等」に改め、「こと」の下に「ができる」を加え、「保護者の申出」を「就学援助認定者からの申請」に改め、同条第二項中「保護者」を「就学援助認定者」に、「児童生徒」を「対象児童等」に改め、同条第三項中「申出」を「申請」に改める。

様式第七号中

※学校記入欄

児童・生徒の本人確認チェック



を削る。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

議案第 7 3 号

箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成
団体活動支援交付金交付要綱改正の件

箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支
援交付金交付要綱の一部を下記のとおり改正する。

令和 8 年（2 0 2 6 年）7 月 1 6 日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡 部 清 花

記

別記のとおり

（提案理由）

市内学校園所に係る交付金について代理受領を可能とするため、箕面市立青少年
教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金交付要綱
（令和 4 年箕面市教育委員会訓令第 2 4 号）の一部改正を提案するものである。

箕面市教育委員会訓令第 号

学校教育部長

箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金交付要綱（令和四年箕面市教育委員会訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

箕面市教育委員会教育長 渡 部 清 花 印

第七条第二項を次のように改める。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 第三条第一号に該当する団体 次に掲げる事項を記載した書類

イ 交付対象事業の目的、計画及び予算

ロ 交付対象事業の周知内容及び周知先

ハ センターの指定管理者（以下「管理者」という。）が作成した利

用日時、場所、参加者数及び利用金額の明細が分かるもの

ニ その他教育長が必要と認める事項

二 第三条第二号、第三号及び第四号に該当する団体 次に掲げる事項を記載した書類

イ 当該団体の規約又はこれに相当するもの

ロ 活動実績

ハ 前号に掲げる事項

第九条第一項中「箕面市青少年健全育成団体活動推進交付金変更報告書」を「箕面市青少年健全育成団体活動支援交付金変更報告書」に改める。

第十条中「様式第五号」の下に「。以下「実績報告書」という。」を加える。

第十五条を第十七条とし、第十四条を第十六条とし、第十三条を第十五条とし、同条の前に次の一条を加える。

（交付金の代理請求及び交付）

第十四条 代理受領により交付金の交付を受けようとする管理者は、申請者が第十二条の規定による通知を受けた後に、箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金の代理受領に係る交付請求書（様式第十号）に申請者宛ての次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

一 箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金確定通知書の写し

二 実施した交付対象事業に係る請求書の写し

三 実施した交付対象事業の費用から交付金額を差し引いた額の領収書の写し

第十二条第二項中「様式第七号」を「様式第八号」に改め、同条第三項中「様式第八号」を「様式第九号」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条中「前条の規定による報告」を「実績報告書の提出」に、「当該報告書等の書類」を「当該実績報告書」に改め、「その報告に係る」を削り、「様式第六号」を「様式第七号」に改め、同条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

（交付金の代理受領）

第十一条 申請者（第三条第一号に該当する団体に限る。以下この条及び第十四条において同じ。）は、交付金の受領を管理者に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

2 申請者は、代理受領により交付金の交付を受けようとするときは、実績報告書と併せて、箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用し

た青少年健全育成団体活動支援交付金代理受領委任状（様式第六号）を提出しなければならない。

別表一の表中「定員5人」を「定員4人」に、「448円／人」を「560円／人」に、「784円／人」を「980円／人」に改める。

様式第八号中「様式第8号（第12条関係）」を「様式第9号（第13条関係）」に、「第12条第3項」を「第13条第3項」に改め、同様式を様式第九号とする。

様式第七号中「様式第7号（第12条関係）」を「様式第8号（第13条関係）」に、「第12条第2項」を「第13条第2項」に改め、同様式を様式第八号とする。

様式第六号を次のように改め、同様式を様式第七号とする。

第 号
年 月 日

箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した
青少年健全育成団体活動支援交付金交付確定通知書

（団体名）

（代表者） 様

箕面市教育委員会教育長 氏 名
（公印省略）

年 月 日付けで報告のありました 年度箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金について、下記のとおり交付金の額を確定しましたので、箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

交付確定額 ①	円
既交付済額 ②	円
差 引 額 ①－②	円

様式第五号の次に次の一様式を加える。

年 月 日

箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した
青少年健全育成団体活動支援交付金代理受領委任状

（宛先）箕面市教育委員会教育長

学校園所名

学校園所の住所

学校園所長の氏名

学校園所の連絡先

私は、箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金交付要綱第11条の規定により、下記の交付金の受領を箕面市立青少年教学の森野外活動センター指定管理者に委任します。

記

年 月 日付で申請した箕面市立青少年教学の森
野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金

年 月 日

法人名

代表者氏名

私は、上記に係る箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金の受領を受任することを承諾します。

様式第九号の次に次の一様式を加える。

箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した
青少年健全育成団体活動支援交付金の代理受領に係る交付請求書

（宛先）箕面市教育委員会教育長

法人名 _____

代表者氏名 _____

所在地 _____

箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり交付金の交付を請求します。

1. 交付金対象学校園所名

2. 交付金対象事業実施日

交付金請求額		金 円
振込先 金融機関	振込先金融機関及び支店名	
	口座の種類及び口座番号	
	口座名義（カタカナ）	

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、訓令の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付対象事業を実施した団体について適用し、同日前に交付対象事業を実施した団体については、なお従前の例による。

議案第 7 4 号

箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件

箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱の一部を下記のとおり改正する。

令和 8 年（2 0 2 6 年）7 月 1 6 日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡 部 清 花

記

別記のとおり

（提案理由）

国が定める「子ども・子育て支援交付金交付要綱」の改正に伴い、延長保育対策事業費補助金並びに一時保育事業費補助金（幼稚園型）の補助基準額を改めるため、箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱（平成 2 7 年箕面市教育委員会訓令第 3 4 号）の一部改正を提案するものである。

箕面市教育委員会訓令第 号

子ども未来部長

箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱（平成二十七年箕面市教育委員会訓令第三十四号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

箕面市教育委員会教育長 渡 部 清 花 印

第一条中「平成二十二年箕面市教育委員会訓令第十七号」を「平成二十一年箕面市教育委員会訓令第十七号」に改める。

別表第一中「1, 760, 000円」を「1, 909, 000円」に、
「2, 260, 500円」を「2, 432, 000円」に、
「2, 761, 000円」を「2, 955, 000円」に改める。

別表第二中「1, 760, 000円」を「1, 909, 000円」に、
「2, 260, 500円」を「2, 432, 000円」に、
「2, 761, 000円」を「2, 955, 000円」に、
「440円」を「480円」に、
「880円」を「960円」に、
「1, 600, 000円」を「1, 760, 000円」に、
「400円」を「440円」に、
「800円」を「880円」に改める。

別表第三中「1, 422, 000円」を「1, 556, 000円」に、
「1, 591, 000円」を「1, 736, 000円」に、
「1, 760, 000円」を「1, 916, 000円」に、
「1, 375, 000円」を「1, 510, 000円」に、
「1, 490, 000円」を「1, 635, 500円」に、
「1, 605, 000円」を「1, 761, 000円」に改める。

別表第四中「1, 308, 000円」を「1, 432, 000円」に、
「1, 463, 500円」を「1, 597, 500円」に、
「1, 619,

〇〇〇円」を「1, 763, 〇〇〇円」に、「1, 265, 〇〇〇円」を「1, 389, 〇〇〇円」に、「1, 371, 〇〇〇円」を「1, 505, 〇〇〇円」に、「1, 477, 〇〇〇円」を「1, 621, 〇〇〇円」に改める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行し、改正後の別表第一から別表第四までの規定は、令和八年四月一日から適用する。

議案第 7 5 号

箕面市特定子ども・子育て支援施設等の副食費の補足給付事業実施要
綱改正の件

箕面市特定子ども・子育て支援施設等の副食費の補足給付事業実施要綱の一部を
下記のとおり改正する。

令和 8 年（2 0 2 6 年） 7 月 1 6 日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡 部 清 花

記

別記のとおり

（提案理由）

国が定める「子ども・子育て支援交付金交付要綱」における副食費の免除上限額
が児童 1 人あたり月額 4,900 円から 5,100 円に改正されたため、箕面市特定子ど
も・子育て支援施設等の副食費の補足給付事業実施要綱（令和元年箕面市教育委員
会訓令第 1 0 号）の一部改正を提案するものである。

箕面市教育委員会訓令第

号

子ども未来部長

箕面市特定子ども・子育て支援施設等の副食費の補足給付事業実施要綱
(令和元年箕面市教育委員会訓令第10号)の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

箕面市教育委員会教育長 渡 部 清 花 

第六条中「四千九百円」を「五千百円」に改める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行し、改正後の第六条の規定は、令和八年四月一日から適用する。

議案第 76 号

箕面市認可外保育施設等多子世帯保育料補助金交付要綱改正の件

箕面市認可外保育施設等多子世帯保育料補助金交付要綱の一部を下記のとおり改正する。

令和 8 年（2026 年）7 月 16 日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡 部 清 花

記

別記のとおり

（提案理由）

子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）の改正に伴い、箕面市認可外保育施設等多子世帯保育料補助金の額を変更するため、箕面市認可外保育施設等多子世帯保育料補助金交付要綱（令和 6 年箕面市教育委員会訓令第 36 号）の一部改正を提案するものである。

箕面市教育委員会訓令第 号

子ども未来部長

箕面市認可外保育施設等多子世帯保育料補助金交付要綱（令和六年箕面市教育委員会訓令第三十六号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

箕面市教育委員会教育長 渡 部 清 花 印

第二条第二号中「（平成二十四年法律第六十五号）」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 対象児童 認可外保育施設等に在籍する児童のうち、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

イ 市内に住所を有する者であること。

ロ 生計を一にする世帯の小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法第六条第一項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）のうち最年長でないこと。

ハ 箕面市保育の利用に関する規則（令和元年箕面市教育委員会規則第五号）第二条に規定する市町村が定める時間の就労を常態とする保護者に監護されていること。

ニ 子ども・子育て支援法第三十条の八第一項に規定する施設等利用給付認定子どもでないこと。

ホ 企業主導型保育施設に在籍する児童のうち、従業員枠を利用する児童でないこと。

ヘ 事業所内保育施設及び院内保育施設に在籍する児童でないこと。
第五条第一号中「認可外保育施設」を「認可外保育施設等」に改める。

別表中「21,000円」を「22,850円」及び「42,000円」を「45,700円」に改める。

附 則

この要綱は、令和八年十月一日から施行する。

報告第 88 号

箕面市教育委員会人事発令の件

箕面市教育委員会の人事発令について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 13 年箕面市教育委員会規則第 25 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年（2026 年）7 月 16 日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡 部 清 花

記

別記のとおり

（提案理由）

箕面市教育委員会において令和 8 年 6 月 1 日付け、同月 19 日付け、同月 27 日付け、同月 30 日付け及び同年 7 月 1 日付けで行った人事発令について報告するものである。

箕面市教育委員会人事発令

《異動》

[令和8年7月1日付け]

氏名	発令内容	特記事項
岡田 道子	(併) 学校教育部主査	(本) 健康医療部主査

《分限休職》

- 1 対象者
理 由 病気療養のため
発 令 日 令和8年(2026年)6月1日付け
- 2 対象者
理 由 病気療養のため
発 令 日 令和8年(2026年)6月19日付け
- 3 対象者
理 由 病気療養のため
発 令 日 令和8年(2026年)6月27日付け

《復職》

- 1 対象者
発 令 日 令和8年(2026年)7月1日付け

《退職》

- 1 対象者
理 由 一身上の都合のため
発 令 日 令和8年(2026年)6月30日付け

報告第 89 号

箕面市教育委員会会議録の承認を求める件

(提案理由)

去る令和 8 年 6 月 18 日に開催された令和 8 年第 6 回箕面市教育委員会定例会会議録を作成したので、箕面市教育委員会会議規則（昭和 31 年箕面市教育委員会規則第 1 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき報告するものである。

令和 8 年 第 6 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和 8 年 第 6 回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和 8 年 6 月 1 8 日 (木) 午後 3 時

1. 場 所 箕面市役所 本館 2 階特別会議室

1. 出席者	教 育 長	渡 部 清 花 君
	委 員	
	教 育 長 職 務 代 理 者	酒 井 康 生 君
	委 員	飯 田 ひ と み 君
	委 員	荒 木 友 博 君
	委 員	桑 野 啓 子 君
	委 員	廣 田 遥 君

1. 付議案件説明者

教 育 委 員 会 事 務 局	
副 教 育 長	藪 本 正 博 君
学 校 教 育 部 長	金 城 忠 君
子 ど も 未 来 部 長	今 中 美 穂 君
学 校 教 育 部 副 長	三 島 新 平 君
子 ど も 未 来 部 副 長	山 田 睦 美 君
学 校 企 画 管 理 課 長	中 野 恵 太 君
人 権 教 育 課 長	田 中 智 佳 子 君
教 職 員 課 長	林 二 郎 君
子 育 て 支 援 課 長	吉 田 将 康 君
保 育 幼 稚 園 利 用 課 長	森 川 祥 充 君
教 育 総 合 政 策 課 長	渡 邊 弘 君

1. 出席事務局職員

教育総合政策課係長	東	裕	香	君
教育総合政策課	岡	順	一	君
教育総合政策課	黒	川	亜	美
教育総合政策課	諸	井	翔	五

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市学校防災指針改訂の件
- 日程第 4 児童福祉法による費用の徴収に関する規則改正の件
- 日程第 5 箕面市教育委員会後援名義の使用に関する要綱改正の件
- 日程第 6 箕面市ひとり親家庭学士等取得支援事業実施要綱制定の件
- 日程第 7 箕面市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱改正の件
- 日程第 8 箕面市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱改正の件
- 日程第 9 箕面市ひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金等事業実施要綱制定の件
- 日程第 10 箕面市保育士確保対策支援事業地域支援補助金交付要綱改正の件
- 日程第 11 工事請負契約締結の件
- 日程第 12 工事請負契約締結の件
- 日程第 13 箕面市支援教育充実検討委員会委員任命の件
- 日程第 14 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 15 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 16 箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件
- 日程第 17 箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件

(午後 3 時開会)

○教育長（渡部清花君）：ただ今から、令和 8 年第 6 回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長（渡部清花君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（渡部清花君）：それでは、日程第 1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、廣田委員を指定いたします。

○教育長（渡部清花君）：次に、日程第 2「教育長報告」を行います。まず教育委員会委員関係ですが、委員の皆さんには 5 月に開催いたしました「箕面の子育て・教育について教育委員会と語る会」にご参加いただき、ありがとうございました。今回は、市内の東西南北 4 会場のべ 55 名の市民の皆様にご参加いただきました。乳幼児の保護者であったり、小中学生のお父様お母様、子育てを終わられた世代のかた、現役の教員のかた、放課後支援員のかた、PTA に関わ

るかた、地域活動に関わるかたなど広報紙で見て申込みくださったかたもたくさんいらっしゃって、様々な立場の皆様にお越しいただきました。この4回全て私と副教育長、学校教育部長、子ども未来部長とともに参加したのですが、全ての会場で教育委員の皆さん、それぞれにもご参加いただきましたことは本当に心強く感じました。ありがとうございます。1時間の予定を延長して、質疑の時間が続いた会場もあり、市民の皆様の子育て・教育への関心の高さをあらためて実感したところです。質問やご意見も、制度に対する素朴な疑問であったり、教育大綱に示された質問もありましたし、地域クラブや支援教育、待機児童やタブレットや学力テストなど個別のテーマへの関心、そしてこれからの教育の方向性に関するものまで幅広く寄せられました。具体領域に関しましては、各部長からメインでお答えさせていただきつつ、分野を超えたトピックについては、対話のリレーとなったような瞬間もありました。直接顔を合わせて話すということそのものに大きな意味があったと感じています。そして全ての会が終了した後、教育委員の皆さんとの振り返りも充実したものになりました。教育委員会として様々な施策や取組を行っている一方で、そのことが私たちの想像以上に市民の皆様に届いていない場面もあるというところに気があったということもありました。また、箕面市の教育委員会はどのような子どもたちを育みたいのかであったり、長期的にどこを目指しているのかといった問いも多く寄せられました。寄せていただいた言葉や質問は様々でしたが、個別の施策だけではなく、その幹となる考え方を知りたいという声として受け止めています。私も4月から学校や保育園、幼稚園を訪れさせていただく中で本当に多くのかたが子どもたちのために力を尽くして下さっていることを実感しています。その一方で、教育委員会として、何を大事にしてどのような子どもたちの育ちを目指しているかということ、これからももっと丁寧に発信し対話していけるかというのを一つの宿題だなと感じています。今回は初めての試みでしたので、運営面でも色々な学びがありました。今後もし、このような機会を設けるのであれば、例えば、説明会形式ではなく、丸くなってお話をすることであったり、テーブルの配置を工夫するなど、より対話をしやすい空間作りについてもぜひ考えてみたいと思います。最後になりますが、開催に向けて準備や調整に尽力をしていただいた事務局の皆さんにもこの場を借りて感謝申し上げます。また、桑野委員には6月6日の「歯っぴい健康フェスタ」にも足を運んでいただきました。ありがとうございました。せっかくですので当日の様子や感じられたことなど、よろしければ一言いただけたらと思います。

○委員（桑野啓子君）： 昨年度も行かせていただいて、今年度も行かせていただいたんですが、入選した子どもたち・保護者さんもたくさん参加されていますし、今回はライフプラザ1階で市民のかたもたくさんお見えでして、川柳・標語・ポスターいろいろなジャンルがあるのですが、こども園のかたから80

代のシニアさんまで積極的に歯にまつわるお話を基に作っておられました。やはりシニアさんは取り戻せない歯についての悲しみやもっとうすればよかったという思い、それから小さい子どもたちはこれからいかに歯を大切にしていくなのか、ユーモアを交えて発表されていまして本当になごやかな雰囲気の中、歯科医師会の会長さんが「箕面市は歯を大切にする日本一」というようなことで、歯もだなと思いましたが、本当に老若男女大勢集って歯を大切にしようという素敵なイベントだと思いました。それぞれインタビューもされて入賞した子たちはどういう思いでこれを作ったというような子どもの声も聞かれて、本当に有意義な歯っぴい健康フェスタだったと感じました。

○教育長（渡部清花君）：ありがとうございます。いろいろな出務がある中でみんなの都合がつくわけではなくても、今のように行っただけのポイントポイントで足を運んでいただくと、校区やイベントによって、来られる子どもたちは様々かと思しますので、引き続き教員委員の皆様にも市内のイベントであったり、子どもと関わる機会に伺わせていただけたらと思います。桑野さんありがとうございました。以上、教育長報告とさせていただきます。

○教育長（渡部清花君）：それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち日程第16、報告第87号「箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件」、日程第17、議案第69号「箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件」は人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とし、当該案件を審議したいと思いますがいかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。

○教育長（渡部清花君）：まず、日程第3、報告第82号「箕面市学校防災指針改訂の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を学校教育部学校企画管理課長に求めます。

○学校教育部学校企画管理課長：本件は、令和8年5月29日からの新たな防災気象情報の運用開始に伴い、学校の休校などの基準となる警報などの種類を変更するため、箕面市学校防災指針の一部を改訂する必要が生じたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。主な内容についてですが、大雨警報などの防災気象情報と、とるべき避難行動の関係を分かりやすくし、大雨などの際の防災行動の判断をしやすくするため、大雨警報などに相当する警戒レベルの数字が付され、レベル3大雨警報、レベル4大雨危険警

報といった名称に変更される防災気象情報の見直しがありました。このため、本市の学校防災指針に規定している、学校の「休校・時程の繰り下げ等の基準となる警報等の種類」について、従前の警報に対応した、変更後の警報種類に変更するものです。

○教育長（渡部清花君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（渡部清花君）： それでは、報告第 82 号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（渡部清花君）： 次に、日程第 4、議案第 61 号「児童福祉法による費用の徴収に関する規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来部子育て支援課長に求めます。

○子ども未来部子育て支援課長： 本件は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、関係規定を整備するため、児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正を提案するものです。主な内容としましては、別表徴収金額表における備考欄について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、引用条項などの整備を行うものです。

○教育長（渡部清花君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（渡部清花君）： それでは、議案第 61 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（渡部清花君）： 次に、日程第 5、議案第 62 号「箕面市教育委員会後援名義の使用に関する要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を学校教育部学校企画管理課長に求めます。

○学校教育部学校企画管理課長： 本件は、後援名義使用承認通知書などについて公印の押印を省略するため、箕面市教育委員会後援名義の使用に関する要綱の改正をご提案するものです。主な改正内容は、公印押印事務の簡略化を目的とした箕面市文書取扱規程の改正により、公印を省略する文書の範囲が拡大されました。このため、本要綱の様式第 2 号「後援名義使用承認通知書」、様式第 3 号「後援名義使用不承認通知書」の公印においても省略できるようになったため、様式を改正します。

○教育長（渡部清花君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（渡部清花君）： それでは、議案第 62 号を採決いたします。本件を原

案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（渡部清花君）：次に、日程第6、議案第63号「箕面市ひとり親家庭学士等取得支援事業実施要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来部子育て支援課長に求めます。

○子ども未来部子育て支援課長：本件は、国通知「ひとり親家庭学び直し支援事業の実施について」の施行に伴い、ひとり親家庭の親のキャリア形成を通じた自立支援を図るため、ひとり親家庭学士等取得支援事業の実施に必要な事項を定める要綱の制定を提案するものです。要綱の主な内容としましては、市内に居住するひとり親家庭の親を対象に、学士などの学位取得を目的として大学などで修学する際に支払った入学金及び授業料の額の一部を支援するものです。

○教育長（渡部清花君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（渡部清花君）：それでは、議案第63号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（渡部清花君）：次に、日程第7、議案第64号「箕面市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱改正の件」から日程第9、議案第66号「箕面市ひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金等事業実施要綱制定の件」は関連案件ですので一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。

○教育長（渡部清花君）：議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来部子育て支援課長に求めます。

○子ども未来部子育て支援課長：本件は、国通知「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」及び「母子家庭高等職業訓練促進継続給付金及び父子家庭高等職業訓練促進継続給付金事業の実施について」の施行に伴い、ひとり親家庭の親の自立支援の充実を図るため、継続的な就業支援及び資格取得支援の強化に向けた関係規定を整備し、要綱の一部改正及び制定を提案するものです。要綱の主な内容としましては、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の対象資格や支給要件等の見直しを行うとともに、訓練促進給付金の受給中に児童が20歳に到達した場合も養成機関における課程の修了まで引き続き支援を行う高等職業訓練促進継続給付金を新た

に設け、支給期間については48月を上限とし、准看護師から看護師へ引き続き修業する場合は通算60月を上限として支援するものです。

○教育長（渡部清花君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（廣田遥君）： 特にひとり親家庭は経済的だったり、時間のゆとりもない中で、子どもを育てていくので、子どもの教育環境にも影響することもあると思いますので、例えば親をサポートするファミサポ事業だったりを今後強化していったらいいなというのを子育てをしている親として思うんですが、ファミリーサポートに関しても、今後も人数だったり、需要と供給のバランスの部分を見直していただきたいという思いがあります。また、世界一を目指す箕面市の教育ということなので、子どもの心の土台を作るのも親なので、そのような親の支援の部分についても、今後新たな施策を打ち出していただけたらなと思っています。

○教育長（渡部清花君）： 貴重なご意見ありがとうございます。様々なメニューが存在しているものの本当に必要なところに必要なかたに、親御さんに届いているかというところを教育委員会としても引き続き、しっかりと点検していくということを前提にしながら進めていけたらと思います。

○子ども未来部子育て支援課長： 例えば児童扶養手当の現況届提出時などに対面で面談を実施しておりますので、そういった際にひとり親家庭の親のかたからのご意見などをお伺いしまして、今後委員の皆様とご相談させていただきながら、支援については検討させていただきたいと思っています。

○教育長（渡部清花君）： それでは、議案第64号から議案第66号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（渡部清花君）： 次に、日程第10、議案第67号「箕面市保育士確保対策支援事業地域支援補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来部保育幼稚園利用課長に求めます。

○子ども未来部保育幼稚園利用課長： 本件は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、関係規定を整備するため、要綱の改正をご提案するものです。具体的な内容ですが、保育士の定義として「主務保育教諭」を追加するとともに、法改正に伴う条ずれを解消します。

○教育長（渡部清花君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（渡部清花君）： それでは、議案第67号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 教育長（渡部清花君）：次に、日程第 11、報告第 83 号「工事請負契約締結の件」、日程第 12、報告第 84 号「工事請負契約締結の件」は関連案件ですの一括して審議することといたしてよろしいか。
- （“異議なし”の声あり）
- 教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。
- 教育長（渡部清花君）：議案の朗読を省略し、提案理由を学校教育部学校企画管理課長に求めます。
- 学校教育部学校企画管理課長：本件は、箕面小学校長寿命化改修工事（その 1）及び同じく箕面小学校長寿命化改修に伴う機械設備工事（その 1）の請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定による提案を箕面市長に要請する必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。契約の内容としては、改修工事（その 1）については、指名競争入札で落札した株式会社新生建工箕面支店と 3 億 5,970 万円で契約しようとするものです。また、機械設備工事（その 1）については、指名競争入札で落札した株式会社三原工業と 1 億 8,517 万 4 千円で契約しようとするものです。
- 教育長（渡部清花君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（桑野啓子君）：工事そのものについての意見は特段ないのですが、やはり工事の向こうに見える、学校や子どもたちの安全というのは絶対のもので、そこも考えていただいていることと思います。また、時期的には箕面小学校はプールの解体も行っておられて、そもそもグラウンドが狭い学校がさらに狭くなっているということも聞いておりますし、民間プールが始まって、マイクロバスが入ってくるというときに体育の授業をしているというような状況で、本当に事故がないように、学校現場ももちろん細心の注意を払っているとは思いますが、市としていろいろなことでサポートし、できることがあればして下さるものと思います。やはり教室の移動など古い学校だけに、いろいろなものがあるのだというようなことも聞くと、できるだけ先生がたも頑張られると思うのですが、負担が軽減できるような手だてを相談いただけたらよいと思います。子どもの安全第一で、引き続きよろしくお願いします。
- 教育長（渡部清花君）：貴重なご意見ありがとうございます。仰るとおり学校ごとに工夫していただいているところであったり、とはいえ学校にとっても初めての大規模の改修ということで、運動会やその練習を含め、工夫して取り組んでくださってるところと承知しております。特に今言っていたいた観点であったり、学校をこれまでのように使えない期間に、移動が困難な子どもであったり、困難に直面する子どもたちにとってどういう動線が作れるかであ

ったり、なるべくその中でも、よりよい方法というものを学校として工夫してくださっていると、教育委員会としてもバックアップしていく姿勢を忘れずありたいと考えます。

○学校教育部学校企画管理課長：児童の安全確保につきましては、現在もプールの解体工事に伴って、工事車両が出入りする形になっていますが、工事の車両が出入りしない際も登下校時間を避けて、なおかつ警備員を出入口に配置して安全確保に努めています。これについては、引き続き長寿命化改修工事をしますが、継続していきます。また、校舎内につきましても、工事する区画と、しない区画、児童、教員が過ごす区間というのがあるのですが、そこをしっかりと区切って、児童が工事区画内に入らないような形で、安全確保を徹底して参りたいと思います。

○教育長（渡部清花君）：それでは、報告第 83 号及び報告第 84 号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（渡部清花君）：次に、日程第 13、議案第 68 号「箕面市支援教育充実検討委員会委員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を学校教育部人権教育課長に求めます。

○学校教育部人権教育課長：本件は、支援教育の充実について調査及び検討を行うために設置する箕面市支援教育充実検討委員会の委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命するために、箕面市支援教育充実検討委員会設置条例第 4 条の規定に基づき、提案するものです。

○教育長（渡部清花君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（渡部清花君）：それでは、議案第 68 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（渡部清花君）：次に、日程第 14、報告第 85 号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育委員会事務局教育総合政策課長に求めます。

○教育委員会事務局教育総合政策課長：本件は、人事発令を行う必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。その内容といたしましては、採用の発令について令和 8 年 6 月 1 日付けで 3 件、分限休職の発令について、かねてから病気療養中の職員に対し、さらに療養が必要であるとの診断書が提出されたことに伴い同年 4 月 6 日付けで 1 件、同年 5 月 2

日付けで1件、同月7日付けで1件、同月25日付けで1件、同月27日付けで1件、同年6月1日付けで1件、復職の発令について、同年5月18日付けで1件、同月26日付けで1件、退職の発令について、同月27日付けで1件行ったものです。

○教育長（渡部清花君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（渡部清花君）： それでは、報告第85号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（渡部清花君）： 次に、日程第15、報告第86号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育委員会事務局教育総合政策課長に求めます。

○教育委員会事務局教育総合政策課長： 本件は、去る令和8年5月21日に開催された令和8年第5回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、提案するものです。ご承認くださるようお願いします。

○教育長（渡部清花君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（渡部清花君）： それでは、報告第86号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（渡部清花君）： 各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等がありますでしょうか。

○教育長（渡部清花君）： 他に事務局から「その他、教育行政に係る報告等」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

○教育長（渡部清花君）： 次に、日程第16、報告第87号「箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に係る事務局職員以外の事務局職員は、退席してください。

（傍聴者及び当該案件に係る事務局以外の事務局職員の退席）

（報告第87号に係る審議）

○教育長（渡部清花君）： 以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案9件、報告6件は、全て議了いたしました。

○教育長（渡部清花君）： これをもちまして、令和８年第６回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後３時４９分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長 （本人自署）

委員 （本人自署）